

議案第 3 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成27年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長が平成27年第1回沖縄県議会提出予定議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

別紙

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見

議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

提出議案の概要

【議案名】

乙第29号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

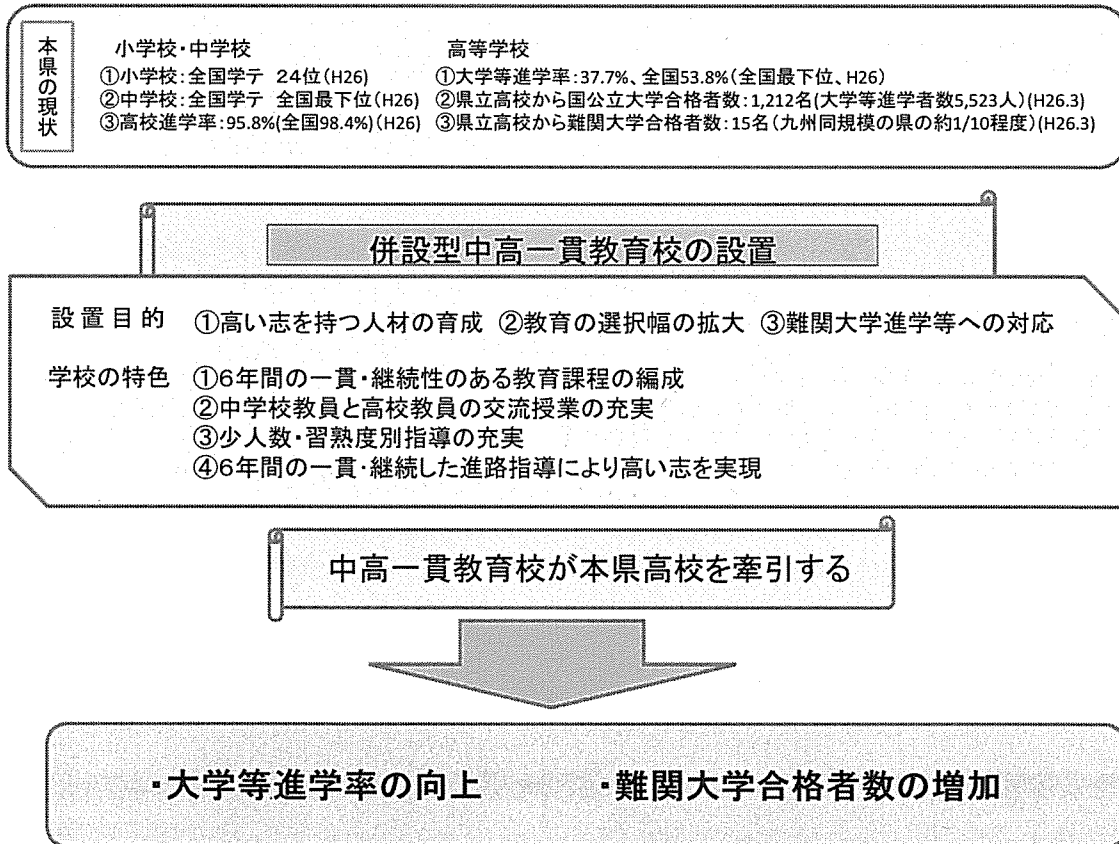
【議案提出の理由】

本県を牽引する高い志を持つ人材を育成するため、県立球陽高等学校と県立開邦高等学校に併設型中高一貫教育校を設置する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立球陽中学校、沖縄県立開邦中学校の名称及び位置を定める。(別表第3関係)
- 2 条例の施行期日：公布の日から起算して1年を越えない範囲内において教育委員会規則で定める日

【説明】



新旧対照表

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）新旧対照表									
改正案	現行								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 県立学校の名称及び位置は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>別表第3（中学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校 沖縄県立球陽中学校 沖縄県立開邦中学校</td> <td>うるま市勝連平安名3248番地 沖縄市南桃原一丁目10番1号 南風原町字新川646番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	沖縄県立与勝緑が丘中学校 沖縄県立球陽中学校 沖縄県立開邦中学校	うるま市勝連平安名3248番地 沖縄市南桃原一丁目10番1号 南風原町字新川646番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 県立学校の名称及び位置は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>別表第3（中学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>うるま市勝連平安名3248番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
名 称	位 置								
沖縄県立与勝緑が丘中学校 沖縄県立球陽中学校 沖縄県立開邦中学校	うるま市勝連平安名3248番地 沖縄市南桃原一丁目10番1号 南風原町字新川646番地								
名 称	位 置								
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地								

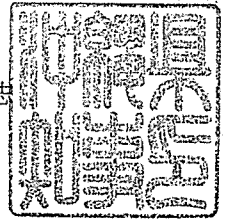
(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

教 総 第10149号
平成27年2月9日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事

翁長 雄志



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31.6.30法律第162号）第29条に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

